

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第413号

令和5年6月2日金曜日 第413号

◇ 目 次 ◇
告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)	
地方卸売市場の認定の変更	(食ブランドマーケティング課)624
落札者等の告示	(会計課)625
土地改良区役員の就退任の届出(2件)	(東予地方局農村整備課)625
指定居宅サービス事業の廃止	(中予地方局地域福祉課) 625
指定障害福祉サービス事業者の指定	(") 625
開発行為に関する工事の完了	(中予地方局建築指導課) 626
指定障害福祉サービス事業者の指定	(南予地方局地域福祉課) 626
指定一般相談支援事業者の指定	(") 626
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(") 626
土地改良区の定款変更の認可	(南予地方局農村整備課)627
道路の供用開始(県道大洲保内線)	(南予地方局大洲土木事務所) 627
公告	
消防設備士法定講習会の実施	(消防防災安全課)627
登録販売者試験の実施	(薬務衛生課)627
争議行為の通知の公表	(労政雇用課) 628
人事委員会規則	
愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する	3規則(人事委員会事務局)628

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第657号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ショッピングゾーン新居 浜CORE	新居浜市西の土居町 1丁目乙250番地1 外	大規模小売店舗を設置する者 の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目 1 番地19 代表取締役 安藤 大三 株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69 番地 1 代表取締役 付裁取締役 付裁取締役 付掛野 彰		令和4年 3月7日 ほか	令和 5 年 5 月10日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の住所及び代表者 の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目 1 番地19 代表取締役 安藤 大三	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69 番地 1 代表取締役 紺野 彰		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第658号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
明屋書店MEGA平田店	松山市平田町81番地 1 外	大規模小売店舗の名称	明屋書店平田店	明屋書店MEGA平 田店	平成19年 9月10日	令和5年 5月10日
		大規模小売店舗を設置する者 の住所及び代表者の氏名	株式会社明屋書店 松山市湊町四丁目 1 番地19 代表取締役 安藤 大三	株式会社明屋書店 松山市中央二丁目69 番地 1 代表取締役 紺野 彰	令和4年 3月7日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の住所及び代表者 の氏名	株式会表明四書店 1 松山市湊 四四書店目 1 番地19締役 天藤 役 安政 会 2 大工四 国 イ エ ロ マイン エ ロ ロ マイン エ ロ 田町81番地 1 代表取 会 2 大社ト エ 田町81番地 1 代表取 幹 役 川野 幹 雄	株式会社明 株式会社中 番地1 電子 でである。 本のでは 一のである。 株式のである。 株式のである。 でのである。 はいである。 はいである。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第659号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設者から当該地方卸売市場に係る変更の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

変更年月日	変更に係るり	也方卸売市場	開設者	変更理由		
女 安 年 月 口	名称	位置	変更前	変更後	发 史珪田	
令和5年5月8日	地方卸売市場愛媛たいき農 業協同組合青果市場	大洲市東大洲190番地	大洲市東大洲198番地	大洲市東大洲1582番地	令和5年5月8 日住所移転	

○愛媛県告示第660号

次のとおり落札者を決定した。 令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
ファイバーレーザー切断機 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年5月17日	株式会社世良 愛媛県松山市辻町14番 7号	40 ,755 ,000円	一般競争入札	令和5年4月7日

○愛媛県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退 任した旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	越 智	敏 行	西条市玉津343番地 2	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	越智	良 和	西条市玉津324番地 2	

○愛媛県告示第662号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任 した旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	高橋	敷糸	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	岩崎	和夫	新居浜市田の上1-7-1
"	近 藤	哲 正	新居浜市田の上1-16-37
"	碓 井	正徳	新居浜市松神子1-1-27
"	村 上	壽一	新居浜市又野 2 - 3 - 22
"	岡田	宜 近	新居浜市田の上2-4-8
"	日 野	政 充	新居浜市垣生 1 - 8 - 33
監事	岡部	智 晃	新居浜市高田 1 - 7 - 57
"	佐々木	秀和	新居浜市垣生 4 - 5 - 13

退任

役員の種類	氏		名	住	所
理事	高	橋	敷糸	新居浜市松神子2-8-19	
"	永:	易澄	夫	新居浜市田の上2 - 4 - 18	
"	岩(崎 和	夫	新居浜市田の上1 - 7 - 1	
"	近	藤哲	正	新居浜市田の上1 - 16 - 37	
"	碓 :	井 正	徳	新居浜市松神子1-1-27	
"	村 .	上壽	_	新居浜市又野 2 - 3 - 22	
監事	岡	部正	明	新居浜市垣生4-4-8	
"	岡	部智	晃	新居浜市高田1-7-57	

○愛媛県告示第663号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定居宅サービス事業者の	指定	居	居宅		_	ビス		事 業		所	廃止年月日	サービスの種類	
名称又は氏名	名名				F	斩	在			地	ж <u>т</u> 173 д		
有限会社ユニット・ワン	デイサービス	、ユニ	ットなだ		愛媛	景伊	予市灘	⊞]302 -	1		令和5年5月31日	通所介護	

○愛媛県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者		指	定	障	害	福	祉	サ	_	ビ	ス	事	業	者		指定障害福祉	指定障害福祉サービス事業所						定日
尹未行官	#5	氏名	又后	1名	称		主の	たる 所	事在	務 所 地		代	表者	の氏	名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月	月日
3811000)235	有限会社	日光	生		愛山	媛県 甲22	伊子 26番	・市ナ 地 1	字平才	片	河	本	圭	仁	就労継続支援 (B型)	就労継続支援 所・日光里	B型事業	愛媛県係山甲226		大平字片		15年

○愛媛県告示第665号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和5年6月2日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5 中局建(開)第5号 令和5年5月23日	東温市見奈良字廣坪506番、507番 1 、507番 2 東温市田窪字廣畑2364番	伊予市下吾川1463番地 5 有限会社アットホーム 代表取締役 田 原 信 幸

○愛媛県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害	届 祉 サ ー ビ ス	事業者	指定障害福祉	指定障害福祉	サービス事業所	指 定年月日
争耒白留写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	指定障害福祉 サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定年月日
3810700181	社会福祉法人肱友会	愛媛県大洲市大洲660 番地 1	岡部壯一	生活介護	あいわ苑	愛媛県大洲市大洲660 番地 1	令和5年 4月1日
3810300792	株式会社アコンプリシー	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番5号	末廣昌典	生活介護	デイサービスセンター 笑歩会 丸之内	愛媛県宇和島市丸之内 五丁目5番15号	令和5年 5月1日
3811400336	株式会社ビーエムシー	愛媛県松山市小栗三丁 目 2 - 16 三好ビル 1 F	河崎学	就労継続支援 B型	就労継続支援B型事業 所 なないろ	愛媛県西予市宇和町下 松葉569番地	令和5年 5月1日

○愛媛県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定一	设 相 談 支 援 🖟	事業者	指定地域相談	指定一般相言	淡支援事業所	指 定年月日
争耒白笛写	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3830700344	 一般社団法人夢ノ杜神 祉会	愛媛県大洲市平野町野 田1514番地	新井眞千安	地域移行支援	相談支援事業所TSU NAGU~つなぐ~	愛媛県大洲市平野町野 田1514番地	令和5年 4月1日
3830700344	 一般社団法人夢ノ杜神 祉会	愛媛県大洲市平野町野 田1514番地	新井眞千安	地域定着支援	相談支援事業所TSUNAGU~つなぐ~	愛媛県大洲市平野町野 田1514番地	令和5年 4月1日

○愛媛県告示第668号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害	晶 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	取消しに係る指定障害	害福祉サービス事業所	取消年月日
尹未召田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
	特定非営利活動法人ノ ーマライゼーションサ ポートおおず	愛媛県大洲市常磐町11 2番地	白 數 義 雄	就労継続支援 B型	サポート作業所	愛媛県大洲市中村字山 根609番地	令和 5 年 6 月30日

○愛媛県告示第669号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月2日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 今和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	らの種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	*	洲保内	線	大洲市平野町平	ヹ地乙1002≹	昏 7					令和5年6月2日

公 告

〇公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定による令和5年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の区分、日時及び場所

区分	日 時	場所
警報設備	令和5年9月5日(火) 9時~17時	宇和島市天神町 7 - 1 愛媛県南予地方局
避難設備消火器	令和5年9月7日(木) 9時~17時	新居浜市本郷三丁目 5 - 35 東予地区自動車整備協同組合
警報設備	令和5年9月8日(金) 9時~17時	新居浜市本郷三丁目 5 - 35 東予地区自動車整備協同組合
消火設備	令和5年9月13日(水) 9時~17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警報設備	令和5年9月14日(木) 9時~17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避難設備消火器	令和5年9月15日(金) 9時~17時	松山市湊町7 - 5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和5年7月31日(月)から8月10日(木)まで

- 3 受講申請書の請求先及び提出先
- (1) 受講申請書の請求先

各市町(組合)消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、 愛媛県管工事協同組合連合会各支部、(一財)愛媛県消防設備協会 (一財)愛媛県消防設備協会のホームページからもダウン ロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

(一財)愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、(一財)愛媛県消防設備協会において受付けます。

〇公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、令 和5年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和5年10月17日(火)午前10時

2 試験の場所

愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目 1番28号

3 受験申請書の提出期間

令和5年7月10日(月)から24日(月)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所(松山市の区域 にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健 福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和5年5月19日あったので公表する。 令和5年6月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2023年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2023年6月3日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法	人	名	所	在	地	
医療法人	敬愛会久米	病院	松山市南久米	÷723		

医療法人 北辰会西条市民病院 西条市小松町妙口甲1521 一般財団法人 新居浜精神衛生研究 所 財団新居浜病院 新居浜市松原町13-47 医療法人 十全会十全ユリノキ病院 新居浜市角野新田町1-1-28 八幡浜医師会立双岩病院 八幡浜市若山4番耕地160-1

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独ま たは併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 191

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年6月2日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後				改	正	前	
別表(第2	条、第3条	・関係)			別	 表 (第 2 条	€、第3条	・ 関係))		
委託地方 公共団体	村	幾	関	職		委託地方 公共団体	材	雙	関		職
上島町	省略					上島町	省略				
	町長部	本庁		部長 課(室)長 会計 管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長 総務課 財政係長			町長部局	本庁			長 会計管理者 総務課長補佐 務係長
		省略		<u> </u>				省略			
	省略						省略				
省略						省略					
松前町	省略					松前町	省略				
	町長部局	本庁		部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに			町長部局	本庁			事課長会計総務課長補佐
				限る。) 財政課長補佐 総務課職員係長 財政 課財政係長						総務課課財政係	財政課長補佐 職員係長 財政
	省略						省略				
省略						省略					
伊方町	省略					伊方町	省略				
	町長部	本庁		課長 会計 管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに 限る。) 総合政策課長			町長部局	本庁		管理者(人事を	機管理監 会計 総務課長補佐 担当するものに 総合政策課長

	ムルフェ	+ 0 7	<u> </u>				
				 補佐(⁻	予算を持	担当する	らも
				のに限っ			
				務管理			
				財政管理	理係長		
		省略					
	教育委						
	製 月 安 員 会		415 = 45				
	2	教育	省略				
		機関	中学校	省略			
			公民館	館長			
			<u>(中央公</u>				
			民館に限				
			<u>る。)</u>				
	農業委員	員会事:	務局	事務局.	<u>長</u>		
省略							
鬼北町	省略						
	町長部	省略					
	局	出先	省略				
		機関	保育園	園長	副園長		
			認定こど	園長			
			<u></u> も <u>園</u>				
			 省略				
	省略						
愛南町	省略						
夕 田町	町長部	省略					
	局		415 = 45				
	i-Di	出先					
		機関	病院	院長			Ę
				看護師	長 技	師長	
			省略				
	省略						
	1						

	1	1		I
				補佐(予算を担当するも
				のに限る。) 総務課総
				務管理係長 総合政策課
				財政管理係長
		省略		
	教育委	省略		
	員会	教育	省略	
		機関	中学校	省略
		1		
省略				
鬼北町	省略			
	町長部	省略		
	局	出先	省略	
		機関	保育所	 所長
			<u> </u>	M K
			ZIA m#r	
			省略	
	省略			
愛南町	省略			
		省略		
		省略出先	省略	
	町長部		省略病院	院長 副院長 事務長
	町長部	出先		院長 副院長 事務長 看護師長 <u>科長(人事を</u>
	町長部	出先		
	町長部	出先		看護師長 科長(人事を
	町長部	出先	病院	看護師長 科長(人事を

備考 省略

附 則

備考 省略

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年6月2日 発行 629